

宇土市告示第86号

宇土市ホームページ広告掲載基準を次のように定める。

令和2年6月10日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇土市ホームページ広告取扱要綱（令和2年告示第85号）第5条に規定する広告掲載の適否を判断する基準として、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 宇土市ホームページに掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗に反せず、市民に不利益を与えないものでなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を有するものとする。

(規制業種又は事業所等)

第3条 次に定める業種又は事業所等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により、風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
- (3) たばこその他市民の健康上、好ましくないと思われるもの
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に係るもの
- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- (6) 商品先物取引その他投機的商品
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (9) 占い、運勢判断等に関するもの
- (10) 興信所、探偵事務所等
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 各種法令に違反しているもの
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (14) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号、第3号及び第4号に掲げるもの
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (16) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業
- (17) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (18) 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）第2条第1項の規定により指名停止を受けている事業者

- (19) 次のいずれかに該当する事業者
- ア 本市の市税を滞納している事業者（事業を営む個人を含む。）
 - イ 本市の市税の納税義務がない事業者（事業を営む個人を含む。）であって、主たる事業所の所在地の市区町村税を滞納しているもの
- (20) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (21) 前各号に掲げるもののほか、広告に係る業種又は事業者として掲載することが不適当であると認められるもの
（掲載を承認しない広告）

第4条 次に掲げるものは、宇土市ホームページに掲載しない。

- (1) 第2条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 選挙、政党その他の政治団体又は政治活動に関連するもの
 - エ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - オ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - カ 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - キ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - ク 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの
 - ケ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - コ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現、根拠のない表示及び誤解を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等により表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

- イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写その他善良な風俗に反するような表現のもの
- エ ギャンブルを肯定するもの
- オ 青少年の健康、精神及び教育に有害なもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの
(広告の禁止表現)

第5条 次に掲げる広告の表現は、禁止する。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (3) 実際には機能しないもの
- (4) 広告とリンク先の情報に関連性がないもの
- (5) 掲載広告が施設ガイド、教育相談等の市の事業や市の掲載内容であるように混同するおそれのある表現
(具体的基準)

第6条 広告の具体的な表示内容等については、掲載の都度、別表の各項目について検討し判断することとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

別表 (第6条関係)

業種、商法又は商品	表示内容等の制限事項又は遵守事項
人材募集	人材募集に見せかけて、売春等の勧誘若しくはあつ旋の疑いのあるもの又は商品・材料及び機材の売りつけ若しくは資金集めを目的としているもの
語学教室等	安易さ又は授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例：1か月で確実にマスターできる等
学習塾・予備校等 (専門学校を含む。)	合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて示し、根拠を明確にする。
外国大学の日本校	下記の趣旨を明確に表示すること。 「この大学は、学校教育法（平成22年法律第26号）に定める大学ではありません。」
資格講座	1 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現はしない。なお、下記の趣旨を明確に表示すること。 「この資格は国家資格ではありません。」 2 「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。なお、下記の趣旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

	<p>3 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ並びに資金集めを目的としているものは掲載しない。</p> <p>4 受講費用が全て公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしない。</p>
病院，診療所及び助産所	<p>1 医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。</p> <p>2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。</p> <p>3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。</p> <p>4 広告する治療方法について，疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>5 写真については，病院の全景又は当該医療機関が保有している医療設備，機器の写真その他医療に密接に関わるものは広告できない。</p> <p>6 マークを用いることはできるが，そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。なお，赤十字のマーク及び名称は用いることができない。</p> <p>7 不明な点は，事業所所在地を所管する地方自治体の医務担当課（宇土市は宇城保健所）に確認すること。</p>
施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	<p>1 あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は，一切広告できない。</p> <p>2 施術者の技能，施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。</p> <p>3 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院，カイロプラティック，エステティック等）の広告は掲載できないため，業務内容の確認は必ず行う。</p> <p>4 不明な点は，事業所所在地を所管する地方自治体の医務担当課（宇土市は宇城保健所）に確認すること。</p>
医薬品一般販売業	<p>広告を掲載する事業者が，事業所所在地を所管する地方自治体の薬務担当課（宇土市は宇城保健所）で広告内容についての上承を得ること。</p>
健康食品，保健機能食品又は特別用途食品	<p>広告を掲載する事業者が，事業所所在地を所管する地方自治体の食品担当課（宇土市は宇城保健所）で広告内容についての上承を得ること。</p>
介護保険法（平成9年	<p>1 サービス全般（介護老人保健施設を除く。）</p>

<p>法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等</p>	<p>(1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>(2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>2 介護老人保健施設 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>3 有料老人ホーム (1) 前項に規定するもののほか、厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、同別表中の表示事項は全て表示すること。</p> <p>(2) 所管都道府県の指導に基づいた者であること。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に規定した表示は掲載できない。</p> <p>4 有料老人ホーム等の紹介業 (1) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
<p>不動産事業</p>	<p>1 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>2 不動産売買又は賃貸の広告の場合は、取引形態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>3 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>4 契約を急がせる表示は掲載しない。</p>
<p>旅行業</p>	<p>1 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。</p> <p>2 不当表示をしない。</p>
<p>通信販売業</p>	<p>返品等に関する規定が明確に表示されていること。</p>
<p>雑誌・週刊誌等</p>	<p>1 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>2 見出し又は写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なもの及び不快感を与えないものであること。</p> <p>3 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真等）が</p>

	<p>ないものであること。</p> <p>4 犯罪被害者（特に性犯罪又は殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>5 タレントその他の有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉又はセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>7 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>8 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
映画・興行等	<p>1 暴力、賭博、麻薬、売春等の行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。</p> <p>3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。</p> <p>4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。</p> <p>5 ショッキングなデザインは使用しない。</p> <p>6 前各項に掲げるもののほか、青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。</p> <p>7 年齢制限その他の一部制限を受けるものは、その内容を表示する。</p>
結婚相談所・交際紹介業	<p>1 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。</p> <p>2 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	<p>1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。</p> <p>2 出版物等の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。</p>
募金等	<p>1 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。</p> <p>2 下記の主旨を明確に表示すること。 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」</p>
質屋・チケット等再販売業	<p>1 個々の相場、金額等は表示しない。</p> <p>2 有利さを誤認させるような表示はしない。</p>

トランクルーム及び貸し収納業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付）であることが必要 2 「貸し収納業者」は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。なお、下記の主旨を明確に表示すること。 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
ダイヤルサービス	ダイヤルQ2のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認の上、判断する。
弁護士、税理士、公認会計士	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先若しくは依頼者名又は誇大若しくは過度な期待を抱かせるような表示をしない。
古物商・リサイクルショップ等	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業形態に応じて、必要な法令などに基づく許可等を受けていること。 2 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
墓地等	県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
ウィークリーマンション等	営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
飼育動物等の医療施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 2 広告を掲載する事業者が、事業所所在地を所管する地方自治体の家畜保健衛生担当課（宇土市は宇城保健所）で広告内容についての了承を得ること。
<p>その他、次の表示内容について注意を要すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 2 比較広告の場合、主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。 3 無料で参加・体験できるもの 一部負担がある場合には、その旨明示すること。 4 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話のみは認めない。なお、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。 5 肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。 6 宝石の販売 	

公正取引委員会に確認する等虚偽の表現に注意する。

7 個人輸入代行業等の個人営業広告

行政機関からの許可が必要な事業の場合は、許認可を受けていることを明記すること。なお、許可の必要がない事業の場合は、事業内容、資格取得状況その他の消費者がその事業を正確に判断できるような内容を明確に表示すること。

8 アルコール飲料

未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。